

●文部科学省による出席停止になる感染症と出席停止期間

【年間保存】

種類	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう	治癒するまで ＊左記以外に、「感染の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 第六条第七項から九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、 「指定感染症及び「新感染症」は、第1種の感染症とみなす。
	南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、	
	重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスによるものに限る)	
	中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルスによるものに限る)	
	鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る)	
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ<H5N1>を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで (未就学児は3日を経過するまで)
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで ＊その他の感染症とは、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、第3種の 感染症として措置をとることができる疾患です
	＊その他の感染症(感染症胃腸炎、溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、 ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、RSウイルス感染症など)	

「学校保健安全法施行規則」(1958年6月制定、2023年5月改正)

上記感染症と診断された場合、学校に連絡ください。

また、体調等で気になることがありましたら、学校まで、お知らせください。